

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

静岡厚生年金 事案 1194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成11年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月30日から11年1月4日まで
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

業務命令で同系列のA事業所からB事業所に転籍したのであり、途中で退職しているわけではないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書、雇用保険の記録、事業主の回答から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し(平成11年1月4日にA事業所から同系列のB事業所に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額及び申立人のA事業所における平成10年11月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月1日から55年3月26日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録を照会したところ、A事業所に勤務していた期間が記憶より短くなっていた。

昭和53年5月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚及び当該事業所の元取締役の証言から判断すると、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所の事務担当の元取締役は、「申立期間当時の資料は火事で焼失したが、申立人は昭和53年5月に入社したと考える。従業員を雇い入れた場合は、入社と同時に社会保険の加入手続を行っていたと思う。申立人のみが厚生年金保険料を控除されていなかったとは考えられない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、元取締役の証言及び同僚の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立人が昭和53年5月1日にA事業所において

被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行う厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は昭和 55 年 3 月 26 日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 53 年 5 月から 55 年 2 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和31年7月1日、資格喪失日に係る記録を32年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から32年3月1日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間においてもA事業所に継続して勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した申立人の在籍についての資料及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人と自分は同じ立場であり、申立期間についても一緒に働いていた。」、「毎月の給与から保険料は控除されていた。」と証言している上、A事業所は、「申立期間中も保険料控除は行っていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間の前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、

事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を24万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月19日

A事業所から申立期間の賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、オンライン記録では、年金給付に反映されない記録となっているため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年7月19日に支給された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月19日は24万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与
に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、
社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険
料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を
履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を24万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月19日

A事業所から申立期間の賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、オンライン記録では、年金給付に反映されない記録となっているため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年7月19日に支給された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月19日は24万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与
に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、
社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険
料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を
履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月19日

A事業所から申立期間の賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、オンライン記録では、年金給付に反映されない記録となっているため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年7月19日に支給された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月19日は14万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与
に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、
社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険
料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を
履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月19日

A事業所から申立期間の賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、オンライン記録では、年金給付に反映されない記録となっているため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年7月19日に支給された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月19日は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与
に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、
社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険
料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を
履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を2万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月19日

A事業所から申立期間の賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、オンライン記録では、年金給付に反映されない記録となっているため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年7月19日に支給された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月19日は2万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与
に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、
社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険
料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を
履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月19日

A事業所から申立期間の賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、オンライン記録では、年金給付に反映されない記録となっているため、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成18年7月19日に支給された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間における申立人に係る標準賞与額については、A事業所の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年7月19日は9万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与
に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、
社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険
料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を
履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1203

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和26年6月1日、資格喪失日は27年2月1日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年6月1日から27年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と同姓同名で、生年月日が同一の記録が発見され、当該記録では被保険者資格の喪失日が確認できないものの、取得日が昭和26年6月1日と記載されていることが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書及び昭和27年源泉徴収票から、昭和27年1月分までの社会保険料の控除が推認できる上、申立人は、27年2月ごろは車の運転免許を取得するため、A事業所に勤務していなかった旨の証言をしていることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は27年2月1日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると確認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和26年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社

会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記載から、8,000円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 1204

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に確認したところ、A事業所に係る標準報酬月額が36万円から24万円に引き下げられていることが分かった。申立期間当時、給与額の大幅な変動は無かったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を、実際の報酬に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A事業所（B事業所とC事業所が合併）が提出した賃金台帳において確認できる報酬の総額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、「平成12年10月の合併による給与体系の大幅な見直しに伴い、新会社になった後、^{さかのぼ}遡って随時改定の届出を提出した。B事業所として適切な手続は実施していないと思われる。」と回答しており、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額

が、申立期間について一致していないことから、事業主は、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に確認したところ、A事業所に係る標準報酬月額が36万円から26万円に引き下げられていることが分かった。申立期間当時、給与額の大幅な変動は無かったと記憶しているので、申立期間の標準報酬月額を、実際の報酬に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A事業所（B事業所とC事業所が合併）が提出した貸金台帳において確認できる厚生年金保険料額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、「平成12年10月の合併による給与体系の大幅な見直しに伴い、新会社になった後、^{さかのぼ}遡って随時改定の届出を提出した。B事業所として適切な手続は実施していないと思われる。」と回答しており、貸金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額

が、申立期間について一致していないことから、事業主は、賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A事業所における標準報酬月額が、実際に得ていた給与額と比較して極端に低いことが分かった。当該事業所における標準報酬月額を、実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所における給与明細票及びA事業所から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿に記入されている賃金額から、申立期間について申立人は、オンライン記録上の標準報酬月額を超える給与を得ていたことは確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

また、A事業所は、「申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届は、17万円の標準報酬月額で提出し、当該標準報酬月額に見合う保険料を給与から控除していた。」と回答している。

さらに、A事業所に係るオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から30年10月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A事業所には昭和27年から32年まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、申立人がA事業所に勤務していたことを記憶しているものの、申立人のA事業所における在籍期間について明確に憶えている者はおらず、申立期間における申立人の勤務状況を確認できる証言は得られなかった。

また、連絡の取れた元社会保険事務担当者に申立期間当時の社会保険の事務処理について照会したところ、「当時の記憶は無い。」と回答していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、A事業所は既に廃業しており、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる元事業主とは連絡が取れないことから、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について証言及び資料を得ることはできなかった。

加えて、A事業所での申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から、申立人の記録は、昭和28年9月1日に資格を喪失し、その後、30年10月1日に資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年ごろから 54 年ごろまで
社会保険事務所（当時）に申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。
申立期間に約 1 年間 A 事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 事業所入社時に提出した履歴書が残っていたことから、当該事業所の事業主（申立期間当時の取締役）は、「申立人は A 事業所に勤務していたと思う。」と回答しており、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の事業主は、「申立期間当時は、試用期間があり、ある程度の期間を経てから健康保険・厚生年金保険に加入させた。健康保険・厚生年金保険に加入する時は、雇用保険を同時に加入させていた。」と回答しているが、申立期間について、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「健康保険・厚生年金保険の加入者のみ、厚生年金保険料を給与から控除した。間違いがないよう慎重に対応していたので、厚生年金保険の未加入者からは厚生年金保険料を控除していない。税理士もチェックしているので間違いはない。」と証言している。

なお、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 50 年 5 月 1 日から 55 年 5 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1209

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月ごろから同年 10 月ごろまで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入期間が確認できないとの回答を得た。
A事業所には、前職を退職後から昭和 19 年 9 月か 10 月ごろに兵役に伴い退職するまでの期間、勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の家族によれば、申立人とは現在連絡がとれない状況であるとしていることから、申立期間当時のA事業所における勤務状況等について詳細に聴取することができない上、申立人が申立期間当時の同僚として申立書に記載した者は、名字のみであり、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている厚生年金保険の被保険者から当該同僚を特定することができなかった。

また、申立期間当時、A事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に聴取したが、いずれも申立人の氏名を記憶していなかった。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿謄本においても既に解散していることが確認できることに加え、当該商業登記簿謄本でA事業所の代表取締役として記載されていた者に、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、「A事業所の資料はすべて廃棄した。申立期間当時のことは分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年10月24日から19年7月20日まで
② 昭和19年7月20日から20年9月1日まで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和21年8月8日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、共済組合に加入し、61年12月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1211

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 24 日から 34 年 8 月 4 日まで
② 昭和 34 年 10 月 3 日から 36 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 7 月 4 日から 39 年 3 月 26 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 3 月 26 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を 2 年以上有する者は 20 名確認でき、そのうち資格喪失後 1 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 1 名を除く 19 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、14 名全員が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の上述の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 10 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所B支店における厚生年金保険の資格取得日は、昭和 35 年 8 月 1 日である旨の回答を得た。しかし、A事業所に係る人事記録において、A事業所B支店に同年 5 月 10 日から在籍していることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所（A事業所が名称変更）から提出された人事記録によると、申立人が、申立期間についてA事業所B支店に勤務していたことは認められる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人が同時期にA事業所B支店に入社したとする同僚についても、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 35 年 8 月 1 日に被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時、A事業所B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「自分の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、記憶している入社日より後の日付である。」「入社してから見習期間があり、その期間が終了してから厚生年金保険に加入させてもらった。厚生年金保険の被保険者になっていない期間については、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と証言している。このことから、申立期間当時、申立事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、C事業所に申立人の厚生年金保険の被保険者記録及び保険料控除の状況について照会したところ、「申立期間に係る資料を保管していないため、不明である。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(A 事業所)
② 昭和 62 年 3 月から 63 年 8 月まで
(B 事業所)

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を得た。

給与明細等は残っていないが、勤務していたことは事実なので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言により、勤務期間の特定はできないが、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人と同じ部署で事務員として勤務していたとする元職員は、「申立期間①当時、A事業所に採用後すぐに厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、オンライン記録によれば、当該元職員が採用されたとする日より、6か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①前後に厚生年金保険の被保険者期間が確認できる者に採用時期を聴取したところ、回答のあった採用時期より後に被保険者資格を取得している者が多数確認できる。

これらのことから、A事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は、平成9年3月3日に合併しており、合併により新たに設立されたC事業所に、申立期間①当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況

について照会したものの、「合併前にA事業所を退職した者については、関連資料を保管していないため不明である。」と回答している上、オンライン記録によれば、当時のA事業所の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立期間①当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することはできなかった。

申立期間②について、雇用保険の記録及び元事業主の証言により、申立人が申立期間②当時、B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は申立期間②当時、国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録によれば、申立期間②当時、仮に厚生年金保険に加入していれば在職老齢年金として年金額の一部について支給停止を受けるべきであるものの、申立人に年金額の全額が支給されていることが確認できることから、申立人は申立期間②において厚生年金保険の被保険者ではなかったことが推認できる。

また、商業登記簿謄本によれば、B事業所は既に解散し、申立期間②当時の事業主は死亡しており、厚生年金保険の適用、保険料控除を確認できる資料及び証言を得ることができない上、当該事業所において、申立期間②当時に被保険者記録のある複数の元社員に聴取したところ、申立人の厚生年金保険の適用に係る証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 23 日から 40 年 4 月 28 日まで
② 昭和 41 年 3 月 21 日から 42 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間②に係る事業所を退職後、強制加入期間があったにもかかわらず、昭和 50 年 3 月まで国民年金への加入及び保険料の納付を行っておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。